

# 大和高原における村落生活

山 本 剛 郎  
三 上 勝 也

## [ I ] はじめに

この小論は奈良県北東部に位置する山辺郡山添村大字広瀬の実態調査（1979年）にもとづく報告である。われわれは、これまで山添村の他集落および添上郡月ヶ瀬村についても調査をすすめ、その一部はすでに報告してきた<sup>1)</sup>。以下の論考はそれらにつづくものである。

ここでの目的は、広瀬の村落生活の実態をあきらかにすることにある。その際、広瀬住民の村落生活を規定していると思われる、「大字広瀬勤儉組規約」、与力制度・隣家制度および等級割制度に焦点をあてて分析をすすめる。

## [ II ] 広瀬の概況

### II-1 歴史

広瀬地区は、奈良県山辺郡山添村の最東端にあり、三重県名張市の北西約8 kmに位置し、名張川の峡谷に沿って農家の点在する一山村である。明治維新の際、一時津藩に属したが、明治4年奈良県に編入されたのち、しばらく広瀬に戸長役場がおかれ、周辺4集落（広瀬、片平、吉田、鶉山）の政治・文化の中心地となったこともあった。しかし、明治22年波多野村に合併され、さらに波多野村が昭和31年、他の2村（豊原村、東山村）と合併、新たに山添村が誕生し、現在に至っている。

地区のやや南西よりに、西方寺（上野市九品寺の末寺、天台宗）、西迎寺（奈良市東大寺戒壇院の末寺、真言宗、広瀬地区民の檀那寺だが無住職のため、実

際には春日地区の不動院が広瀬地区民の檀那寺になっている)、氏神熊野神社があり、とくに西方寺の本尊阿彌陀立像は快慶の作といわれ、重要文化財に指定されている。西方寺の過去帳には「抑大師当時御建立之刻此処無村、唯愛知川之渡夫婦岩之間、日岡山之阿彌陀堂云。広瀬村者、後比所川之瀬広、村之名称……」<sup>2)</sup>とあり、又清和天皇の貞観3年(861年)、同天皇の病氣平癒のため同寺を再建(建立後兵火で炎上していた)した、とある。これらから判断するかぎり西方寺および広瀬の起源はきわめて古いものと思われる。

## II-2 交通

最近でこそ道路網などの整備により、都市部との連絡が比較的短縮されてきたものの、古い時代においては、広瀬と外部との往来はきわめて困難であった。実際、広瀬住民に、これまでのもっとも大きな地区内における変化は何かとたずねると、多くの人々は、広瀬橋の建設、林道・農道をはじめとする道路網の整備・拡幅を指摘する。

すなわち、広瀬は山添村の最奥部にあり、前方(南東側)には名張川、後方(北西側)には小高い山が迫り、外部との往来は渡し(その後板橋)で川を渡って三重県側に出るか、狭い曲りくねった起伏に富んだ山路を経て村内他集落へむかうかのいずれかであり、どちらにしても困難をきわめたのである。とくに、山と川に囲まれた広瀬には耕地が少なく、したがって耕地の多くを川むこうの三重県側にもち、又そこで借地をしていることが多く、どちらかといえば三重県側との結びつきの方が強かった。こうした立地上の事情で、広瀬橋の建設および隣接する集落に通ずる道路の整備・拡幅は広瀬住民の悲願であった。

昭和の初め、名張川下流に位置する集落(片平)に通ずる村道が多くの努力によって開通し、又昭和4年に広瀬橋が架設されるに及んで、広瀬の生活圏はかなり拡大した。しかし、広瀬住民が本格的に都市部との接触をもちはじめたのは、周辺道路が整備されはじめた昭和30年代以降のことである。

## II-3 通婚圏

生活圏のひろがりを通婚関係をもとにとらえると表Iのようになる。ききと

りで確認しえた現住34戸の代々の当主夫婦の通婚関係（130例）を、村内婚（広瀬地区内居住者同士の婚姻）と村外婚（広瀬地区外との婚姻）に分けると、前者が52.3%、後者が47.7%となり、前者の方が多い。これを世代別にみると、すなわち現世帯主を基準にそれ以前（古い世代とする）の婚姻と、以後の婚姻（現世帯主を含む。新しい世代とする）に分けて村内婚、村外婚の内訳をみると、古い世代においては村内婚58.8%、村外婚41.2%であるのに対し、新しい世代においては、村内婚42.0%、村外婚58.0%となっている。世代間で著しい差異を示し、とりわけ村外婚の増加が近年のものであることが分る。

表1 世代別通婚関係

	村内婚（地区内）	村外婚（地区外）	
- 2 以前	26	21	
- 1	21	12	
小 計	47 (58.8%)	33 (41.2%)	80
0	19	15	
+ 1	2	14	
小 計	21 (42.0%)	29 (58.0%)	50
合 計	68 (52.3%)	62 (47.7%)	130

村外婚姻件数62例のうち、山添村内他集落との婚姻が39例（62.9%）ともっとも多く、次いで三重県15例（24.2%）、上野市4例、名張市8例、その他3例となり、残りは奈良県、滋賀県、九州、東北地方である。このうち古い世代の村外婚の範囲がおおむね山添村内、名張市にかぎられていたのに対し、新しい世代の村外婚の範囲はとおいにまで拡大してきている。

現世帯主の婚姻時期にズレがあるため、厳密さを欠くきらいはあるもののこのような通婚範囲の拡大は広瀬の生活圏の拡大の時期と範囲をある程度示しているといえよう。

## II-4 農業経営の変遷

史料的な裏づけはないが、古老の話によると、明治期までの広瀬の農家の平均反別は2～3反で、小規模農家が多かった。ところが明治期に入って広瀬住民は川むこうの名張の耕地の購入・借地を続け——それは昭和に入ってからひきつづきおこなわれたが——広瀬領内の農地の狭少を補ってきた。しかし、農地の飛躍的拡大は、戦後の農地改革までまたねばならなかった。農地改革によって名張領の土地をかなり譲りうけ、平均反別は8反と増加し、山添村のなかでもかなり多い方になった。広瀬内にも2～3の地主はいたが、その規模は小さく、1町5～6反を解放したH・H家が最大であった。

大正中頃まで広瀬住民は名張川の川霧の作用を利用し良質の茶を栽培し、一方で竹細工（ショウケ作り）などの工芸品を作り、貴重な副収入源としてきた。その後昭和初期まで、一時養蚕が盛んに導入された。しかし、戦時体制に入り桑園は米とイモに切り換えられ、戦後は稲作、薪炭生産、抑制きうりを中心に農業生産がなされ、昭和30年代までその状態が続いた。

ところが、昭和35～6年頃から養鶏とシイタケ栽培が普及し、これまでの農家生活が一変しはじめた。とくに養鶏は、三重県に本拠をおく全国愛農会の指導によるところが大きく、当初H・G、(N・F)、I・E——カッコは他出家を示す。以下同じ——などではじめられたものであるが、最盛時には14戸をかぞえ、現在では11戸が組合を組織し、ヒナの購入、卵の出荷、廃鶏の処理など一括してことにあたっている。丁度時を同じくして、耕運機などの農業用機械が導入されはじめ、30～40頭もいたといわれる役牛は姿を消し、農作業の時期も早まってきた。すなわち、6月初旬から月末にかけて行なわれていた田植が5月初旬からなされるようになり、村祭りの後の11月の刈入れ作業は9月末頃からはじめ、農業カレンダーも変ってきた。

農業用機械の導入は、農業経営の効率をある程度高め、養鶏・しいたけの栽培は稲作中心の農業経営に幅をもたせ経営の多角化を導いた。とくに養鶏がかなり専門化していくなかで、昭和40年代の減反政策は稲作栽培に一層のプレー

キをかけ、荒れた水田が出はじめてきた。軌を同じくして、国道25号線が改築され、上野市への時間距離が短縮されたため、村外への日雇・出かせぎが多くみられるようになってきた。また昭和48年には大阪に本社をもつ電機部品メーカーの工場が広瀬に新設され、その結果14人（男性の世帯主2人を除き、他は主婦）が常雇いとして、6～7人がパートあるいは内職として同工場と関係をもっている。これを契機に農業への関心が一段と薄くなってきた感がある。

### II-5 センサスからみた広瀬

以上を補足する意味で最後に各種統計データをもとに広瀬を概観しておこう。まとめると表2～4のようになる。

広瀬の戸数は多少の動きを示しつつも長年に亘って40戸前後を維持してきた。しかし、昭和30年以降徐々に戸数減をきたし、昭和54年現在34戸である。人口も昭和30年以降微減傾向を示している。明治年間の水田面積は10町弱、畑地面積は13～16町であった。昭和35年には、明治期とくらべて畑地はやや減少したものの水田は17町8反と大幅な増加を示した。しかし、昭和50年には水田は10町8反と急減し明治期とあまり変らない水準にまで低下し、畑地は9町9反と明治期よりもおちこんでいる。このような農地の減少に伴って専兼別農家も

表2 戸数・人口数の変遷

	戸 数	人 口	水 田	畑 地
寛延年間	31	162		
明治10年	40	215	9町6反4畝	13町2反3畝
22年	42	205	9町8反9畝	15町7反9畝
昭和15年	39	223		
22年	43	213		
25年	40	217		
30年	39	213		
35年	39	197	17町8反4畝	12町1反
40年	39	184	18町5反7畝	10町6反8畝
45年	37	162	20町4反1畝	9町8反8畝
50年	36	167	10町8反4畝	9町9反
54年	34			

大和高原における村落生活

表3 専・兼別農家数，経営規模別農家数

	昭和35年	昭和40年	昭和45年	昭和50年	
農家戸数	36戸	33戸	34戸	33戸	
専業	3 (8.3%)	3 (9.1%)	5 (14.7%)	0	
	第1種兼業	28 (77.8%)	24 (72.7%)	24 (70.6%)	9 (27.3%)
	第2種兼業	5 (13.9%)	6 (18.2%)	5 (14.7%)	24 (72.7%)
雇用兼業	32 (2.8%)		25 (73.5%)		
	1 (88.9%)		4 (11.8%)		
	0.5 ha未満	0.5ha-1 ha	1-1.5ha	計	
昭和35年	7戸(16.9%)	18戸	11戸(30.6%)	36	
45年	5 (14.7%)	15	14(41.2%)	34	
50年	13 (39.4%)	16	4 (12.1%)	33	

表4 農産物販売額からみた農業経営

	昭和40年		昭和45年		昭和50年	
販売額 1位	稲	28	養鶏	14	稲	19
	野菜	1	稲	15	養鶏	8
			養蚕	1	工芸作物	3
			工芸作物	1		
			野菜	2		
販売額 2位	養鶏	13	稲	16	工芸作物	13
	野菜	6	工芸作物	10	稲	5
	甘藷	3	野菜	3	養鶏	4
	養蚕	3	養蚕	3	野菜	1
	その他	2			きのこ	1

かなり変化している。すなわち、昭和35年以降の農家率は90%前後であるが、専兼別農家数をみると(表3参照)、昭和45年に15%近くあった専業農家は昭和50年にはなくなり、かわって兼業農家が急増してくる。昭和40年代には1兼農家が多いのに対し、昭和50年になると2兼農家が主流を占める。それとともに兼業の内容も変化してきた。すなわち、昭和35年には兼業の大部分は自営兼業であったが、昭和45年には雇用兼業に比重が移り、さらに雇用兼業のなかでもそれまでの日雇・人夫労働から昭和50年には恒常的勤務が多くなっている。

この変化とともに、経営面積の縮小もいちぢるしく、昭和35年には7戸(17%)にすぎなかった0.5ha(約5反)未満の経営層が昭和50年には13戸(39%)に増加し、逆に1-1.5ha(約1町-1.5町)経営層は11戸(31%)から4戸(12%)に減少している。

農業経営のあり方も目まぐるしく動いている。農産物販売額1位、2位のものに注目すると(表4参照)、昭和40年では稲作を中心に養鶏あるいは野菜を作っているパターンが多くみられたが、昭和45年には、稲作あるいは養鶏のいずれかを主にし、前者を主にする場合は工芸作物(茶、シイタケ)を従に、後者を主にする場合は稲作を従にするパターンが多くなった。しかし、昭和50年には、稲作が中心におかれるようになり、養鶏の比重は低下してきている。

以上、広瀬の概況をみてきた。それは生態学、形態学的側面からの素描であった。

近年の道路網の整備などにより、広瀬と外部世界との接触は緊密になり、それに伴って、農業経営のあり方も変化し、住民の生活圏は徐々に拡大してきていることが判った。次に、広瀬内にもう一步入りこんでその生活の実態をみることにしよう。

### [III] 広瀬の村落生活

#### III-1 ムラの政治

昭和54年現在、広瀬は総戸数34戸からなるきわめて小規模な集落である。こ

## 大和高原における村落生活

れまでとくに大きな戸数減はなかったものの、最近になって、とくに昭和40年代に入って5戸が相ついで他出した。広瀬は4つの組、すなわち山口組、縄手組、中組、上出組に分かれており、各組の大きさはそれぞれ9戸、8戸、9戸、8戸である。組ごとに農作業あるいは日常生活の場面で共同してことにあたることは、今日では行なわれていない。組がまとまって機能するのは区の役員選出の時のみである。広瀬では毎年12月に翌年度の役員——任期は1年——が4名選出される。区内の諸事全般に亘って区を統轄する区長、区長を補佐すると同時に土木・経済関係を担当する区長代理、地区民の税金・年金・預金を担当する評議員、会計担当（区費徴集など）の評議員がそれで、これら役員は各組から1名選ばれることになっている。誰がどの任務をひきうけるかは、選ばれた4名の協議で決まり、翌年正月の「大字初集会」で承認されることになる。なお、各組から1名役員を出すということは、役員が組の利益代表である、ということではない。むしろ役員のなり手がないうえに——役員になることは経済的にかなりのマイナスになるといわれている——役員選出の単位として、利害関係の入りこんでいない組が利用されている、というのが実情のようである。

ところで、役員の最初の仕事は初集会に議案を提出することにあるが、たとえば昭和50年度の初集会の議案書<sup>3)</sup>によると、次の6つの議題が提出され、承認を得ている。すなわち、(1)昭和50年度役員事務分担、(2)大字年中行事、(3)大字事業計画、(4)予算認定、(5)大字賦課率、(6)大字等級、である。毎年、上とほぼ同じ内容の議案書——等級のそれはとりわけ重要であるが——の提出・承認を得るわけであるが、この他にきわめてまれであるが、与力制度・隣家制度のくみかえの議案および大字勤儉規約の改正案を提出しなければならないことがある。

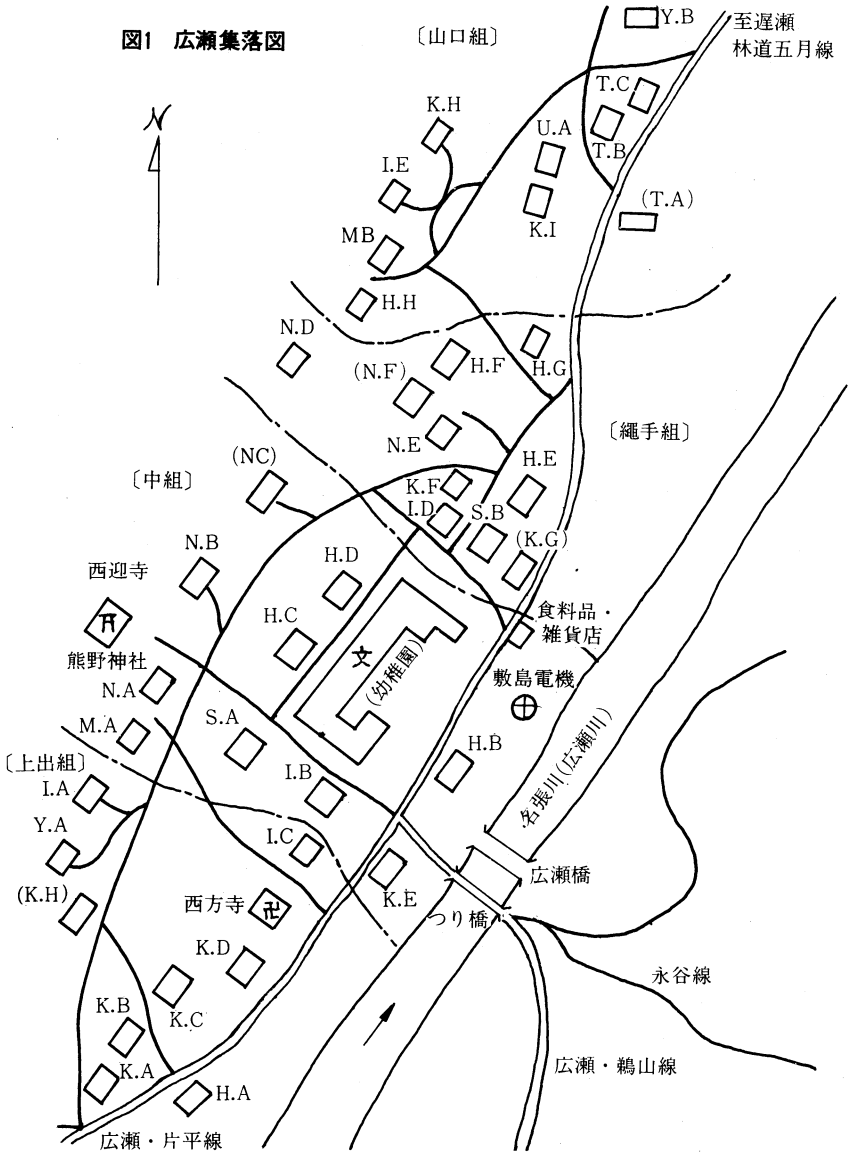
与力制度、隣家制度、勤儉規約、大字等級については節をあらためて述べることとし、ここでは予算について触れておこう。

昭和27年度から若干の年度の予算規模をまとめると表5ようになる。

貨幣価値が変化しているとはいえ、年々予算額が上昇していることが注目さ



図1 広瀬集落図



(注)カッコの付してあるのは他出家を示す

## 大和高原における村落生活

れる。昭和27年と53年とを比べると39倍も増加している。それだけ事業内容が大型化してきていると考えられるが、他方で広瀬住民の要求が多様化してきており、住民の意思を反映させていこうとすれば予算規模も大きくならざるを得ないということでもあろう。

一般に土木費の占める比率が高く、昭和50年の

表5 予算額の変遷

昭和27年	24,000円
32年	129,307
36年	268,611
44年	292,616
50年	611,071
53年	937,843

土木費の比率は、以前とくらべて低下しているとはいえ22.6%を占めている。広瀬内の農道・生活道の舗装は一とおり終っている。昭和50年の予算はそれ以前とくらべて大幅に増加しているが、これは広瀬橋の新建設に伴なう委員会が設けられ、それに多く（昭和50年には12万円）が割当てられたからである。

さらに、昭和20年代から30年代初めにかけて野鼠・家鼠駆除および家畜の予防注射などが青年会を中心におこなわれていたが、30年代後半以降、それらはおこなわれていない。

その他、寺院・神社・伊勢講・敬老に関する行事は、時代の変化の影響を受けることなく続けられ、予算が配分されている。さいごに昭和50年度の予算を一例として記しておこう。（表6参照）

### III-2 社会組織

#### (i) 与力制度、隣家制度

広瀬には旧波多野村の多くの他の集落と同様に、与力制度が残存している。当家に何かことが生じた場合、当家を助けあるいは当家に代って種々の役割を果たしてくれる、1与力と普通与力を各家はもっている。各家は1与力を1戸の家に頼んでいるのが通例であるが、これを2戸の家に頼んでいる家が11例ある。普通与力については、これを複数の家に頼んでいるケースが多いが、1戸の家に頼んでいる場合もあり、またこれを持たない家も5戸ある。昭和34年の初集会の記録によると、各家は平均すると2.2戸の普通与力を持っている。1与力と普通与力の区別は、これまで調査してきた山添村遅瀬地区、月ヶ瀬村尾山地区

表 6

## 昭和 50 年 度 予 算

取 入 (現 金 の 部)		支 出	
繰越金	76,711円	手当費	30,000円
大字費	400,000	寺院費	13,820
補助金	105,000	神社費	45,000
雑収入	25,000	土木費	138,000
公民館手当	2,800	光熱費	82,000
貸地料	1,000	敬老費	13,883
通信費	500	援護費	3,500
計	611,071	伊勢講・植付費	27,760
	(現物の部)	接待費	7,000
手当米	6.67斗	通信費	26,000
	{ 大字5升、支部5升、婦人会3升 不動院3.7斗、東大寺初穂料3升 燈明料5升、県3.7升、その他	消耗品費	1,000
事業米	1.80	備品費	5,000
	神武祭1.4斗 消防出初4升	雑費	60,000
接待米	0.80	保育費	15,000
	大字接待米、森林組合	予備費	22,508
もぐら	0.30	架橋委員会費	120,000
計	9.57	計	611,071円

における1与力と2与力の区別にはほぼ近く、普通与力は1与力を補佐する立場にある。

34戸中、27の家々では互いに1与力をしあっている。他方、他家の1与力を全くしていない家が7戸あり、逆に2戸の家に1与力をしている家が8戸ある。なお、1与力をしていない家の場合でも普通与力はしている。

広瀬には本分家を地区内にもたない家が8戸、残りの家は本家、分家、相分家のいずれかをもっている。しかし、同族の規模は小さく、本・分家の2家からなるケースがもっとも多く、もっとも大きい同族でも5戸にすぎない。本分家の関係は上下的ではなく、どちらかといえば対等な関係である。本分家関係で結ばれている家の場合、すべての家の1与力は同時にその家の本家あるいは分家あるいは相分家である。そしてかれらは互いに1与力をしあっている。本分家をもたない家は互いにもたない家同士で与力関係を結んでいる。例外として、H・C家では本分家関係にないS・A家と互いに1与力をしあっている。

## 大和高原における村落生活

なお、H・C家は本家とも1与力をしあっており、先述の1与力を2戸の家に頼んでいる唯一の家である。

以上は1与力と本分家関係との関連であるが、普通与力についてはこのかぎりではなく、おおむね本分家関係にない家に普通与力をたのんでいる。なお、昭和53年に若干与力のくみかえをし、各家のもつ与力の数を増やした。これは、先述のように村外婚が増え、村内婚が減った結果、頼りになる村内の親戚が減ってきたこと、及び村外他出による戸数減のためである。

与力とのつきあいの場面について、多い順に内容だけを列挙すると、葬式、失火時の処理、結婚、家普請の際、などとなる。しかもその際、与力は当該家に代って全体の指揮、挨拶、事後処理をおこなうことが多い。したがって与力がどちらかといえば当該家の精神的庇護者、後見人の性格を帯びているのに対し、次に述べる隣家制度の場合は、労働力の提供、場所・物品の供与・貸与など実際の・労務的な役割を担うことになる。両者には明瞭な性格上の差異がよみとれるのである。

広瀬の各家は1与力、普通与力をもつほか、1隣家、普通隣家をももっている。1隣家はおおむね1戸——12家は1隣家を2戸もっているが——で、普通隣家は複数戸からなる。各家の直隣に位置している家を1隣家、その周りにある家を普通隣家として定め、とくに葬式時に協力するよう義務づけている。当該家の1与力と1隣家と同じ家であるケースもあるが、両者を異なる家にしてもらっている場合が多い。与力関係が本分家の関係にもとづいて決まることが多いのに対し、隣家は家の物理的近接によって決まる。したがって、1隣家を互いに頼みあうことが多いが、普通隣家については、メンバーを重複させながら家ごとにすこしずつズレている。

この隣家制度は、昭和53年の初集会の記録によれば、同年に50年ぶりにくみかえが行なわれた。それは、与力制度のくみかえの場合と同じく、i) 他出家による戸数減、ii) 村内婚の減少による村内親戚の減少、iii) 村外への通勤者の増加、などのため協力・共同関係に支障をきたしてはならないとの配慮から、

隣家の戸数増をするためであった。昭和3年においては1戸あたり平均すると1隣家1.4戸、普通隣家1.6戸、計3戸の隣家をもっていた。昭和53年の改正では、1戸あたりの平均戸数は1隣家1.4戸、普通隣家4.2戸、計5.6戸となり、普通隣家が大幅に増えた。

なお、種々の事情で1与力の義務を免除されている家でも1隣家の役目は果たすように義務づけられている。また、与力や隣家のくみかえは当事者同士で勝手におこなうことができず、区の総会で協議の上決定されるのである。

このように広瀬にあっては、原則として地区内の各家は、与力をすると同時に与力をしてもらい、又隣家をもつと同時に他家の隣家となり、互いに協力関係のなかで生活している。そこでは上下の関係よりも横のつながり、連帯に重点がおかれている。生活圏の拡大などに伴う諸々の村内のうごきにもかわらず、あるいはそういう変化がみられるからこそ、与力・隣家のくみかえをおこない、村内生活の結束をはかっているといえる。

#### (ii) 等級割(割札)制度

与力制度、隣家制度は地区としてフォーマルに制度化されているものであるが、それらの運用は、個別の家にゆだねられ、与力関係・隣家の関係にある家同士が種々の事情に応じて互いに日常生活場面において共同・協力してことにあたっている。したがって、慣行そのものはフォーマルではあるが、実際の個々の運用面ではかなり幅のある、インフォーマルな側面をもっているといえる。

この特定の家同士のフォーマルであると同時に、運用面でインフォーマルな性格をも併せもつ協力・共同関係のほかに、地区全体として地区内の生活を円滑に維持していくために、種々の生活・生産場面においてフォーマルな共同作業が要求される。地区内の農道・一般道・用排水路の共同作業はその一例であり、広瀬ではこれらを全戸出役で実施している。

この共同作業の義務を負うほかに、地区内で共同生活を円滑に機能させるために、地区民はかなりの費用(区費)を負担しなくてはならない。この区費の各戸への割当ては地区役員が諸々の事情を考慮して決定する。

区費徴収の際、区民に一律に平均した額を課すか、各区分の土地所有の面積などに応じて課すか、それは各地区の事情に応じて異なるであろう。広瀬の場合、各戸への賦課は、山添村遅瀬地区の場合と同じく、戸割50%、等級割50%としている。すなわち、総出費額の半分は各戸均等割、残りの半分は各戸の等級によって配分される。区費の徴収は等級割、戸割を併用しているが、臨時の費用の徴収に際しては戸割にもとづくことが多い。等級割の基準は、かつては当該家の財産（主として田畑・山林の所有高）であったが、今日では、財産、所得、家族構成（とくに男子労働力の員数）の3本柱となり、財産のウエイトが低下している。広瀬では昔から農業経営だけで生活を維持しえず、何らかの副業を時代に適応させて行なってきたが、道路が整備・拡張され、自動車の普及が顕著になりはじめた昭和40年代後半以降、2兼農家が飛躍的に増加しはじめた。その頃を境に、等級割の基準は財産にもとづくそれから上述の3本柱に変化してきたものと思われる。

さて、いずれの基準にしる、相対的に位置づけられた各家をより明瞭に序列化したものが等級であり、これを1000分比あるいは500分比（かつては480分比）で表示する。そして、とくに500分比であらわされた比率が割札の数（枚数）として、地区内で一般に通用している。たとえばA家の割札の枚数は30枚、B家は6枚という風に表現するが、これはA家の相対的位置づけが30/500、B家は6/500ということである。この割札の枚数にかつては等級を対応させ、たとえば大正14年の場合、割札36枚以上を割り当てられている家の特等級、30-35枚の家を1等級、以下、1枚の家を10等級とも呼んでいたが、昭和25年以降各家を等級で表示することは廃止されている。（厳密に言えば、昭和21年から25年の間で等級表示は廃止された。しかし、等級（表）という言葉は今日も使用されている。）

この割札には経済力のある家からは多くの区費を、そうでない家からはより少し、という応分の原則がみられる反面、割札にもとづく行動上の制約があることに注意しておかねばならない。すなわち、割札は単に区費徴収の基準とな

るだけではない。次にみる勤儉規約には割札の多寡に応じて制約を受ける行為が明記されている。そのかぎりにおいて、割札は経済的力を示すだけでなく、結果的に社会的力をも反映することになりかねないのである。

このように広瀬では、横の連帯を強める原則、平等の原則として与力制度・隣家制度が機能し、他方、割札の制度があり両者の複雑なからみあいのなかで共同生活が維持されているといえよう。なお割札の制度は、それが応分の原則に立ち、費用の徴収をおこなうかぎりにおいては平等の原則に立つものであるが、割札の多寡に応じて行動の制約を伴うかぎりにおいては、それは上下関係を示すことにもなるといえよう。

### (iii) 大字勤儉規約

広瀬には、全戸加入制の大字広瀬勤儉組規約がある。その規約によれば、組合設立の目的は、「農村不況の現下にかんがみ、驕奢華美を戒め勤勉業に服し、生活費を節約し、貯蓄の美風を馴致し、以て身を修め、家を斉ひ資力を充実し、地方団体として一村一家の基礎を確立するを以て目的とす」<sup>4)</sup>とある。広瀬内の種々の行事・行動はすべてこの組規約に則ってとりおこなわれることになっている。この規約の成立時期は定かではないが、古老の話しを総合すれば、昭和4年多額の借金をして広瀬橋を建てた際に作られたようである。

この規約は i) 総則, ii) 目的, iii) 役員, iv) 事業, v) 会議, vi) 付則の17条から成り、その後に行うべき項目を定めている。その内容は冠婚葬祭・人生儀礼が中心であるが、項目を順次挙げると、①祭礼、②稻荷祭・神嘗祭、③諸講、④伊勢講、⑤老人講、⑥初祈禱・行、⑦祈年祭・初午・⑧結婚式、⑨出産祝、⑩養父入、⑪中元・歳暮、⑫61才、42才、37才の祝、⑬名披露、⑭上棟式、⑮観音講、⑯弔悔、⑰兄弟分、⑱八十八祝と婿酒、ときわめて多岐にわたっている。日時、場所、料理、客の呼び方(人数)、招待される側の用意すべきもの、年預の役割、与力の役割、隣家の役割などが細かく定められている。この規約はこれまで昭和23年、34年、53年の3回整理され、細かい金額のとりきめはその都度改正されている。

## 大和高原における村落生活

注目すべきことは、この勤儉規約が割札の多寡に応じて地区民の行動を規定している点である。

①割札20枚以上の家で葬儀が行われた場合、その献立はサバ、イワシ、ザコとし、割札20枚以下の家の場合にはイワシ、ザコのみとする。

②葬式の積金は「割札1枚につき20円の割りで積金をすること。<sup>6)</sup>」(これは昭和52年に改正され、それまでは10円であった)

③昭和40年までは、葬儀時の僧侶の人数は割札15枚以上の家では2人、15枚以下の家では1人と定められていた。今日では割札に関係なく僧侶は1人しか呼ばないことになっている。

④昭和23年に改正されるまで、葬儀時の僧侶に対するお布施等は次のように定められていた<sup>6)</sup>。(今日では廃止されている)

	割札30枚以上の家	割札15-30枚の家	割札15枚以下の家
焼香僧侶	布施7円	5円	4円
客僧侶	5円	3円	
香典返し	ハガキ30枚	ハガキ20枚	ハガキ15枚

⑤61才、42才、37才の祝いに際して、「各年齢の該当者は割札1枚につき40円の割りをもって積金すること。<sup>7)</sup>」(昭和51年30円より40円に改正)

このように広瀬住民は割札によってある程度の行動を規制されていることがわかる。しかも、割札に合った行動を要求され、それから逸脱した行動をとることは許されないのである。

このようにみえてくると、広瀬における生活は、与力制度・隣家制度、各家の割札にもとづいて維持され、それぞれの運用のしかたがある程度勤儉規約によって規定されているといえよう。与力制度・隣家制度に関しては共同・協力の原則が、割札に関しては、費用負担の場面では平等化を旨とした横の関係が働いている。しかし、割札には行動を制約する場面もみられ、その意味では上下の関係も働いているといえよう。



## [IV] 等級表と村落生活

[III] においてわれわれは主として、与力制度・隣家制度、等級表（割札）、勤儉規約に焦点をあて、その概要と3者の関係について論じてきた。それは、これらが広瀬の村落生活を規定していると考えたからである。与力制度についてはこれまで他のところで触れる機会<sup>8)</sup>があり、広瀬における与力制度のありかたはそれらと大きく異なるものではない。そこで、与力制度・隣家制度と勤儉規約については別の機会に譲り、以下等級表を中心に論じていきたい。

### IV-1 等級の分布

昭和の初めから50年までを、I 終戦まで、II昭和40年まで、III昭和41年以降の3期に分け、各期における割札の分布状態をしらべることからはじめよう。

I 期については昭和5、10、15、20年の4時点における割札の平均を、II期については昭和25、30、35、40年の割札の平均を、III期については昭和45、50年の割札の平均を、それぞれ各家の割札とする。そして期ごとに割札の枚数の多い順序に各家を並べ、割札の枚数に顕著な開差のあるところを境にして上中下の3つのグループに各家を区分する。期ごとの各グループの戸数およびその平均枚数は表7の通りである<sup>9)</sup>。

3期をとおして、上層グループの平均割札は24枚程度、中層グループのそれは9枚程度、下層グループの場合は1枚程度である。上層グループの戸数はほとんど変わっていないものの、中層グループの戸数は増加し、その反面下層グループは減少している。なお、下層グループの減少は、次にみるように中層への上昇のほか、他出によるものである。

次に時点間の分布の変化をみよう。I 期とII期の間における変化についてみると、I 期の上層グループ15戸のうち13戸まではII期においても上層を維持し、低下したものは2戸である。中層グループについては、4戸が無変化、上昇、下降したものがそれぞれ3戸ずつとなっている。下層グループについては、4戸が中層に上昇したほかは、残り10戸は下層のまま停滞した状態にとどまって

大和高原における村落生活

表7-1 割札による階層区分

	上層	中層	下層
I期戸数	15戸	10戸	14戸
平均枚数	24枚	9枚	2枚
II期戸数	16戸	9戸	14戸
平均枚数	25枚	8枚	0.8枚
III期戸数	14戸	16戸	7戸
平均枚数	23枚	9枚	0.4枚

表7-2 2時点における階層の変化

I期 \ II期	II期			
	上層	中層	下層	
上層	13	1	1	15
中層	3	4	3	10
下層	0	4	10	14
	16	9	14	39

表7-3 2時点における階層の変化

II期 \ III期	III期			
	上層	中層	下層	
上層	14	1	1	16
中層	0	9	0	9
下層	0	6	6 <sup>(2)</sup>	12 <sup>(2)</sup>
	14	16	7 <sup>(2)</sup>	37 <sup>(2)</sup>

(注)カッコ内の数値は他出した家のかず。総戸数はII期では39戸、III期では37戸として計算した。昭和50年のセンサスでは総戸数は36戸であるが、等級表には37戸記載されておりここでは等級表にしたがった。

表7-4 3時点における階層の変化

III期 \ II期	上層			中層			下層		
	上層	中層	下層	上層	中層	下層	上層	中層	下層
上層	11			3					
中層	1	1			4	2		4	4
下層	1					1			5

①<sup>A</sup>

①<sup>B</sup>

(注)①<sup>A</sup>はI期上、II期下、III期他出を示す。①<sup>B</sup>はI期下、II期下、III期他出を示す。

いる。

同様にⅡ期とⅢ期の間の変化については表7-3のようになる。上層グループは16戸のうち14戸までもとの状態を維持し、2戸が低下している。中層グループは安定しており無変化である。下層グループは6戸が変化なく、6戸が中層に上昇している。全般的に先の表と比べて、上層については同じ傾向がみられ、中層グループが安定してきている、下層グループに中層への上昇がかなりみられる、といえよう。Ⅰ期とⅡ期の間で12戸が、Ⅱ期とⅢ期の間で8戸がグループ間を移動しており、前者の方がうごきがややげしい。

最後に3期をとおしての変化をみておこう。表7-4の通りである。3期をとおして安定しているのは上層安定11戸、中層安定4戸、下層安定5戸、計20戸で、全戸数の54%にあたる。上昇傾向を示しているのは、中→上→上3戸、下→下→中4戸、下→中→中の4戸、計11戸、下降傾向を示しているのは、上→上→中、上→中→中、上→上→下、中→下→下の各1戸、計4戸である。その他に中→下→中と下降と上昇をくりかえしている家が2戸ある。

3期をとおしてみると、グループ間の移動がかなりみられるといえよう。さいごに家ごとの移動を表8にまとめておこう。

以上等級にもとづく階層区分、その時間的変化についてみてきた。次にこの階層区分と大字事業の一環として行なわれた工事—広瀬橋の建設、林道工事—の際の負担金との関係を見ることにしよう。

#### IV-2 等級割札と大型事業

##### (i) 広瀬橋の建設

先にも触れたように、これまでの広瀬地区におけるもっとも大きな変化の1つにつり橋の建設があげられる。これは、名張川にかかる全長89m、幅3m、高さ12mのつり橋で地区民の大きな犠牲のうえに昭和4年架けられたものである。

このつり橋を完成させることは、渡し船や橋板の不便さ・危険に苦しんできた広瀬住民の長年の願いであった。

大和高原における村落生活

表 8 家ごとの階層区分

区分 氏名	I 期 (昭和 5～年 20年)	II 期 (昭和 21年～ 40年)	III 期 (昭和 41年～ 50年)	昭和50 年度割 札
H. A	中	中	中	14
K. A	上	上	上	23
K. B	上	上	上	23
K. C	中	上	上	20
Y. A	下	下	下	1
I. A	上	上	上	22
M. A	上	上	中	9
N・A	下	下	中	9
S. A	上	上	上	28
I. B	下	下	下	0
I. C	中	上	上	23
K. D	下	中	中	16
K. E	上	上	上	17
H. B	上	上	上	18
H. C	中	中	中	14
H. D	下	中	中	15
N. B	中	上	上	23
(N. C)	上	下	他出	
N. D	下	下	中	11
N. E	上	上	上	23
K. F	中	下	中	13
I. D	中	中	中	5
S. B	上	上	上	20
(K. G)	中	下	下	0
H. E	上	上	上	19
(N・F)	下	下	下	0
H. F	中	中	中	13
H. G	上	上	上	21
H. H	上	上	下	2
M. B	下	下	中	10
I. E	上	中	中	15
K. H	下	中	中	9
(T. A)	下	下	下	0
K. I	下	下	下	1
U. A	下	下	中	14
T. B	中	下	中	15
T. C	上	上	上	20
Y. B	下	中	中	14
(K. H)	下	下	他出	

江戸期には渡し船が利用されていたが、村人だけの資力で船を準備することは困難なことであった。そこで老朽船を作りかえる際にはわずかでも援助を得ようと、再三補助金の願書が提出された。たとえば、次のような文書が残っている<sup>10)</sup>。

乍恐口上書

当村川横渡船先規より有来侯処、六ヶ年寅以前年造替つかまつり、其節御願奉申上侯処造作料の内に先年より銀五拾両御下行成下されありがたく仕合せに奉存候。右之船いたって破損仕り用達不申候、此度造替仕度奉存候。当時の処、杉松又は釘類諸數高値二相成、先規通りニテハ出来がたく奉存候。御時節柄の御儀恐入候得共、何卒増銀御願申上たてまつり候。省略

嘉永七年寅年

広瀬村年寄 甚 吉  
同 村庄屋 彌三郎

石崎藤三郎様

その後この渡し船に替って板橋が利用されるようになった。名張川の急流に広瀬から対岸にかけてX字に組まれた杭をいく組もうちこみ、この杭の上に向う岸まで幅60cm、長さ3mの橋板を並べこの板橋の上を歩いて名張方面に向ったのである。橋のたもとには増水時の警戒にそなえて、見張小屋が常置され、大雨などの増水時には輪番制の見張人が半鐘を乱打し、川向うの名張領で農作業に従事している広瀬住民に板橋の危険を知らせたものであった。こうした際に、板橋の流出を防ぐため、屈強な若者たちは、激流に飛びこんで橋板を次々にまくりあげる危険を年に2～3回は経験しなければならなかった。広瀬の山林にはこの板橋に使える立木がなく、大字大西の稲荷山の杉を寄付してもらっていた関係上、板橋はきわめて重要なものであった。このように名張川の流れは激しく交通の難所となっており、伊賀地方では「広瀬に養子や嫁をやるな」といつたえられたほどであった<sup>11)</sup>。

## 大和高原における村落生活

こうした事態を打開し、交通を確保するには橋の建設が先決だと考え、広瀬住民は多年に亘ってそのための準備預金を続けてきた。大正末期、時の村長北井熊太郎は、地元の熱意にうたれ、県当局の協力を得てつり橋建設の計画を発表した。そして、総工費3万余円を要して先述の如く昭和4年橋の完成をみたのである。

この3万余円のうち、2万余円は県・村の補助金、残り1万が地元負担であった。労働者の日当が80銭の当時、40戸足らずの広瀬にとってこの額はきわめて大きいものであった。しかし、長年の夢を実現すべく広瀬架橋委員会を設け、11名の委員すなわち(K・G)、I・B、I・C、I・E、H・E、H・D、N・B、H・G、H・A、K・Bを選出した(現世帯主で表示。カッコ表示は他出した家を示す。11名のうち、1名は不明)。かれらは郷土出身の成功者、広瀬住民の親類に寄付(最高130円、最低30円、合計2,000円)を仰ぎ、さらに西方寺所有の田畑・山林および名張川の河川敷を処分し資金の捻出につとめた。しかし、資金の多くは三重県の産業組合からの借金でまかなわれた。すなわち、広瀬負債整理組合を作り、広瀬住民の所有する田畑を担保に全住民名義で産業組合から借金をした。この借金の返済は、割札に応じて各戸に割当てられ、昭和15年頃までその返済で苦勞したという。

昭和5年の割札から判断すると、架橋委員の大半は当時の地区の有力者であったことはまちがいない。かれらの多くの割札がただ単に高いだけではなく、かれらの多くは明治末期から大正期において村長、村会議員、あるいは区長を何度かつとめた家の出身である。

割札からみると必ずしも高くない家からも若干委員に選ばれているが、これは単に村の上層部だけでことを運ぶのではなく、あらゆる層の意思をも反映させていこうとの配慮からである。広瀬住民の一致団結がつり橋の完成を導いたのであり、このつり橋は広瀬統合のシンボルでもあった。その背後には割札制度という負担の配分法が明確に存在していたのである。

しかし、このつり橋もすでに50年以上たち老朽化が激しくなり、また、車が

生活手段として利用されるようになった今日ではつり橋では種々の不便をきたしはじめた。そこで広瀬住民は再度架橋委員会を設け、コンクリートの永久橋の架設を県、国に再三陳情した。その成果が実り、3年半の工期を終え、昭和54年11月に車道二車線と歩道を備えた橋の完成をみたのである。総工費3億780万であった。しかし、広瀬住民も相当の負担を強いられ、たとえば昭和51年度の負担金は50万であった。住民はこれを全額割札にもとづいて配分し、最高負担者は21,040円、最低の場合は3,599円をうけもった。負担額にかなり大きな差のあることがわかる。しかも各戸とも現物、労働行為によってではなく現金で支払っている。

#### (ii) 林道五月線の建設

林道五月線の建設工事は、従来からある農道の幅員拡張と新たな農道の敷設を併せおこなう、広瀬を起点に名張川に沿って大字遅瀬に至る全長3274.5mの大工事であった。昭和28年から最終年度の昭和38年度の全10期にわたる総工費は2,328万、うち34%にあたる795万強が地元集落の負担であった。この地元負担金は、周辺11集落が林道建設によって蒙むる恩恵の程度に応じて各集落にわりあてられた。たとえば、昭和37年度の工事において、広瀬に160日分の出役が課せられた。これを割札にもとづいて23戸に5日分、9戸に4日分、1戸に3日分、3戸に2日分の出役を課した。実際に出役した日数は延28日分で、残りは27日分を現金で、105日分を米で支払った。現金は1日分400円の割で、米は1日分3升の割で支払われた。

先に分析した第II期の割札による階層区分では、上層16戸、中層9戸、下層14層であった。この階層区分と負担日数との関連をみると、上層16戸はすべて5日分の出役を負担し、中層9戸のうち7戸が5日分の負担を、残り2戸が4日分の負担をしている。下層14戸のうち、半数の7戸が4日分を、1戸が3日分、3戸が2日分をそれぞれ負担し、残る3戸は出役免除となっている。割札の多い者から順次多い日数の出役負担をしており、割札による階層区分と出役負担日数とは一致している。

## 大和高原における村落生活

このように工事例でみると、割札は、経済力のある家から多くを、そうでない家については少なくすむように、配慮していることがわかる。しかもこれは昭和37年当時も、今日（昭和54年）においてもそうであり、かつ割札の多寡による住民の負担にはかなり大きな開きのあることがわかる。この日常生活における負担の大きな開きが、結果的に勤儉規約にあるように各家の、たとえば葬式などにおける種々の制約を正当化することにつながっているといえよう。

なお、各戸への負担は、これをかつてのように共同労働によって消化するというよりはむしろ、現金、米などで代替することが多くなり、それだけ指定された日に都合の悪いものが多いということであり、住民の行動の多様性がうかがえる。さらに、永久橋の建設に際しては、全戸が現金で支払い、米や労働力で代替することは皆無になり、ここに共同労働に対する時間的な認識の変化をよみとることができよう。

### IV-3 役員選出

次に役員選出と割札との関連をみよう。役員を、地区の事務一般をとりしきる区長、対外的な地区代表としての村会議員およびこれまで2例あった村長にかぎることにし、これら役員を輩出した家の分布をまずみよう。選出の時期を、I 昭和期以前、II 昭和20年まで、III 昭和40年まで、IV 昭和41年以降の4期に分け、期ごとの役員経験者の家の分布をまとめると表9のようになる<sup>12)</sup>。

I 期の昭和期以前、すなわち明治中期以降大正期にかけての区長に関する資料は断片的でしかない。しかし、それらからうかがい知れることは、この期においては、区長9名、村会議員10名、村長が1名選ばれ、しかもそれら役員は特定の家から選ばれている、ということである。すなわち20名の役員が8家から選ばれ、(K・G)家6回、H・H家4回、H・A家3回、H・E家3回となり、この4家に役員の8割が集中していた。とりわけ、(K・G)家、H・H家は村会議員をそれぞれ4回、3回経験し、H・A家は村会議員のほか村長（明治43年4月—大正3年4月）もつとめ、この3家が当時の広瀬の有力者であったとおもわれる。



表9 役員経験者の分布

区分 氏名	I 期 (昭和期以前)			II 期 (昭和初年~20年)			III 期 (昭和21年~40年)			IV 期 (昭和41年~50年)			本・分家
	区 長	村 会 議 員	村 長	区 長	村 会 議 員	村 長	区 長	村 会 議 員	村 長	区 長	村 会 議 員	村 長	
H, A	1	1	1		2		1	1					<input type="checkbox"/>
K, A											1		<input type="checkbox"/>
K, B	1			8			1	1		1			<input checked="" type="checkbox"/>
K, C													<input type="checkbox"/>
Y, A													<input type="checkbox"/>
I, A							2	1		1			<input type="checkbox"/>
M, A				1			1						<input checked="" type="checkbox"/>
N, A				2	1		1						<input type="checkbox"/>
S, A				1			2			1			<input type="checkbox"/>
I, B	1												<input checked="" type="checkbox"/>
I, C							2						<input type="checkbox"/>
K, D							1			1			<input type="checkbox"/>
K, E										1			<input checked="" type="checkbox"/>
H, B													<input type="checkbox"/>
H, C										1			<input type="checkbox"/>
H, D							1						<input checked="" type="checkbox"/>
N, B							2						<input type="checkbox"/>
(N・C)													<input checked="" type="checkbox"/>
N, D													<input type="checkbox"/>
N, E							2						<input type="checkbox"/>
K, F													<input type="checkbox"/>
I, D													<input type="checkbox"/>
S, B									1	1			<input type="checkbox"/>
(K, G)	2	4											<input type="checkbox"/>
H, E	2	1		1			1			1			<input checked="" type="checkbox"/>
(N, F)													<input type="checkbox"/>
H, F										1			<input type="checkbox"/>
H, G	1			1	1		2				1		<input checked="" type="checkbox"/>
H, H	1	3		5									<input checked="" type="checkbox"/>
M, B										1			<input checked="" type="checkbox"/>
I, E	1						1	1		1			<input checked="" type="checkbox"/>
K, H										1			<input type="checkbox"/>
(T, A)													<input type="checkbox"/>
K, I													<input type="checkbox"/>
U, A													<input type="checkbox"/>
T, B													<input type="checkbox"/>
T, C				1						1			<input checked="" type="checkbox"/>
Y, B										1			<input type="checkbox"/>
(K, H)													<input type="checkbox"/>
	9	10	1	20	4	0	20	4	1	14	2	0	

(注) ◎ 本家      カッコは他出家  
 ○ 分家  
 □ 本分家なし

II期については、区長20名、村会議員4名計24名の役員が9家から選ばれている。やはり特定の家に集中している傾向がみられるが、前期の有力家があるまま引きついでいるわけではない。H・H家、H・A家は勢力を維持しているが、(K・G)家は姿を消し、代って、K・B家、N・A家が新しく3回以上の役員を経験している。

III期になると、これまでの傾向とはかなり異なった様相をみせはじめる。これまでの特定の家に集中していた状態から、多くの家に分散した傾向を示している。区長20名、村会議員4名、村長1名計25名が15家から選ばれ、しかも最高の経験回数でもI・A家の3回にとどまっている。村長(昭和23年9月-25年12月)がこれまで役員を出していなかった家から選ばれていることも注目に値しよう。他方、役員を2回経験した9家のうち、5家までがI、II期において役員を経験した家であることを考えると、役員選出が分散傾向にあるとはいえ、まだ過去とのつながりを無視しうるものではないといえよう。

IV期になると、III期の過渡期を経て完全に分散している。区長14名、村会議員2名計16名が選ばれているが、16家が各1回ずつ経験している。村会議員はともかく、区長職はIII期以降かなり輪番化してきているといえよう。

以上、4期に亘って役員を出している家が3家(K・B、H・E、H・G)、3つの期に亘って出している家が3家(H・A、S・A、I・E)あり、これら6家は大きな変化を経験することなく広瀬の上層部に位置しているといえよう。I期、II期に役員を出していたがその後役員が絶えた家が3戸(I・B、(K・G)、H・H)、逆にIII期、IV期にどちらかといえば多く役員を出している家が3戸(S・A、I・E・I・A、うち前2者は3つの期にまたがっている)ある。さらに13戸(うち4戸はすでに他出)の家からは役員が出ていない点も指摘されよう。

この役員経験者と役員当時の当該家の割札との関連を次に考えよう<sup>13)</sup>。

I期については家の階層区分の時期と対応しないが、おおむね上層から役員が選ばれていると考えてよい。(K・G)およびI・B家は、昭和期(5年-20

年)においてはそれぞれ中層、下層に属しているが、明治期から大正期にかけては村人の話しを総合すると、上層にいたと判断されるからである。また、H・A家は中層に属しているが、当家は神主の家で家格が高く別格扱いである。II期においてもI期同様、上層部からの選出が多い。もともと、下層からも24例中3例選ばれているが、その経緯は明らかでない。III期、IV期になると、それまでとは異なり、中層から多くの役員が選ばれている。すなわち、III期では25例中6例、IV期では16例中7例がそうである。

さらに、これまで役員を出していない9戸(他出家をのぞく)の家の割札をみると、かつて下層に属していたか現在下層に属している家が6戸と圧倒的に多い。しかし残り3戸は上層1戸、中層1戸、中層と上層を移動している家1戸で、役員を出していないからといって必ずしも等級が低いとはかぎらないといえよう。なお、この3戸はすべて分家である。

II期までの役員経験者12戸を本家と分家に区分すると、8戸は本家、2戸は分家、残り2戸は地区内に本分家関係をもたない家(うち1戸は神主の家で別格扱い)である。したがって、神主の家をのぞくと、本分家をもたない家が1度区長にえらばれただけである。ところが、III期、IV期になると、本分家をもたない3戸の家(H・A家をのぞく)から9度も役員が選ばれるようになった。このことは、戦前までは区長、村会議員などの役員を選ぶさいに、割札のほかに家の旧さ(格)が問題にされていたこと、それが戦後徐々にくずれてきていること、を示しているといえよう。とりわけ、戦前までは家の格(威信)と割札(経済的力)がおおむね対応関係にあったといえよう。そして、家の格と割札と役職の3者は戦前までは互いに関連していたのである。

しかし、住民の生活が多様化しはじめた昭和40年以降、とくに第IV期になると、上層農家といえども自己の生活のためにムラの仕事にばかりかまっておれなくなり、役員のなり手が少なくなったため、先述の如く区長選出は準輪番化してきたといえる。その意味で、区長選出に関しては割札のもつ意味は徐々にうすくなってきているといえよう。

大和高原における村落生活

表 10 専業別階層別農家数

i) 昭和 40 年

階層別 専業別		上層	中層	下層	
専業		2	0	1	3
1	兼	12	8	4	24
2	兼	0	1	5	6
		14	9	10	33
		(16)	(9)	(14)	(39)

(注) カッコ内の数値は非農家をも含む地区全体を示す。(ii), (iii)についても同じ。

ii) 昭和 45 年

階層別 専業別		上層	中層	下層	
専業		4	1	0	5
1	兼	9	12	3	24
2	兼	1	3	1	5
		14	16	4	34
		(14)	(16)	(7)	(37)

iii) 昭和 50 年

階層別 専業別		上層	中層	下層	
専業		0	0	0	0
1	兼	6	3	0	9
2	兼	8	13	3	24
		14	16	3	33
		(14)	(16)	(7)	(37)

(注) 総戸数が 37 戸になっているが、それについては表 7-3 の(注)を参照。

## IV-4 農業経営と割札

昭和40, 45, 50年の3時点における専兼別農家数と割札にもとづく階層との関係をまとめると表10のようになる。これから次のことが指摘されよう。

上層はおそくまで専業農家にふみとどまっており、2兼農家に転向しはじめたのはもっとも遅く、昭和50年においても1兼農家にとどまっている家がある。中層についてみると、昭和40, 45年では1兼農家のケースが多いが、昭和50年では大部分が2兼農家になっている。下層は早くから2兼農家で生計をたて、さらにこの層には2兼農家→脱農→他出のパターンがみられる。すなわち、昭和40年直後に、脱農家が2戸他出、昭和45年, 50年には脱農が各1戸ずつみられ、昭和50年直後に脱農家が3戸他出(うち1戸は昭和45年の脱農家)している。大正14年の大字等級表に記載されている家で昭和54年現在他出した家は計5戸でそれらはすべて昭和40年以降で下層に属する家である。なお、昭和40年には上層で非農家が2戸あったが、昭和45年以降兼業農家として分類され、今までのところ、中, 上層で脱農はなく又他出もない。

このように、2兼農家への移行は下層グループからはじまり、上層が一番おそくまで専業農家にとどまっていたといえる。さいごに農業経営のあり方を、養鶏を例にとり若干ふれておきたい。

一般に新しい技術を開発・採用したり、新しい作目を導入する場合、意思決定能力の優れた先駆的役割を担う集団が存在する。この集団は新しい生産方法の採用、市場の開発など創造的ともいえる経済行為を遂行することによって新たな利益を追求する集団である。この先駆的集団が技術革新によって利益を得た場合、自からも利益を得ようと巧みに先駆者の方法を摂取・適用していく集団が次にあらわれる。この集団は技術革新が積極的にその地域に普及していく機能を果たことになる。最後に、新事態に対する認識・意思決定がおそく、したがって最もおくれて技術の導入にふみきる集団がある。これは一種の模倣集団であり、かれらが新技術に適応してしまう頃には、当初の革新の効果が薄れていることが多く、又当初考えつかなかった新たな事態が発生している場合も

ある。

以上のような一般的パターンに照らして広瀬の養鶏をみると次のようになる。

広瀬の養鶏は昭和35～36年頃H・G, I・E, (N・F)の家ではじまったといわれている。なかでも先駆的役割を果たしたのは前二者で両家とも本家筋の家は旧く、役員経験も豊富で地区内への影響力は大きかったと思われる。なお、(N・F)家の割札は高くなく、養鶏を始めたもののすぐそれを止め、その後脱農、他出し、先駆的役割は果たしていない。かれらにつづいて、K・A, N・B, H・B, H・H, H・A家ら割札の高い上層や家柄の旧い家が養鶏を採用し、結果的に養鶏が地区に普及・固定化していく原動力となったといえる。そして、昭和45年頃には養鶏農家が14戸と養鶏の最盛期を迎えるが、昭和50年には新規に養鶏をはじめめる農家はなく、12戸におちついてきている。

広瀬の養鶏は家族経営の域を出ず、養鶏専門農家はいない。稲作・茶を基底にすえながら複合形態の一環として養鶏をしており、養鶏が他の作目を駆逐してしまうことはない。最大規模の農家でも2000羽程度の鶏を飼育しているにすぎず、大部分は1000羽程度である。

しかし、経済的にはかなりのプラスをもたらしている。昭和45年以降養鶏農家に割札の低い下層はいないが、これは中層に上昇してしまったからである。U・A, K・F, Y・B家などがそれである。

養鶏は割札の多い有力者層からはじまりさらに上層に受けつがれながら下層にも浸透していったが、下層にあつては養鶏の導入などによって上昇移動しているケースが4例ほどみられた。その意味では、養鶏の導入は広瀬の全般的な経済力を上昇させると同時に個々の家では割札の上昇を導き、階層移動の一因ともなっているといえよう。

## [V]

われわれはIV-1で等級割札にもとづく階層移動をみてきた。それは広瀬住

民の全般的な傾向を示すものである。ここでは二、三の家を例にとり、各家がどのような経過をたどって今日に至っているかを素描してみたい。(i)は今日まで一貫して上層を維持している家、(ii)は下層から中層に上昇移動した家、(iii)は逆に上層から下層に下降移動した家、(iv)は下層に停滞している家の素描である。

(i) S・A家(前当主)

S家は、元禄年間から続いていると伝えられる純農の旧家で、Sは父(明治20年生)母(明治19年生)の長男として大正2年生れた。Sで5代目にあたり、村内には本家も分家もない。Sの誕生時には、まだ祖父、村内H家から嫁にきた祖母ともに健在で、大正末年まで祖父が家長を勤めていた。当時の農業経営については詳かでないがSによれば、明治初年に三重県の地主から水田5~6反を購入し、広瀬内では上層農家に属していた。大正14年の等級表では25枚2等級(最高36枚~最低0枚、特等級~10等級)である。昭和5年、25枚1等級(最高36~0、特等級~11等級)、昭和10年、29枚3等級(38~0、特等級~19等級)とその後の所属階層にも変化はない。Sにつづいて弟、妹が生まれたが、他方昭和9年には祖母、同12年には祖父が死亡している。

Sは大正13年広瀬尋常小学校を、昭和3年には春日高等小学校(高等科3年)を卒業、その後も農閑期には上野の珠算学校、夜間の補修学校(週3日)に通い、農家のあととりとしての教育を受けた。昭和9年には呉海兵団に入団、終戦まで応召、除隊をくりかえし、その間昭和15年に三重県薦生から妻を迎え結婚。

昭和17年長男が、19年長女が誕生、しかし17年弟が戦死、つづいて妹が村内S・B家に嫁ぎ、終戦時の家族構成は、父、母、本人、妻、長男、長女の6人である。等級割札は、昭和15年、28枚3等級(最高40-0、特等級-22等級)、昭和20年、28枚3等級(40-0枚、特等級-24等級)で引き続き村内上位にある。これはSが入隊中にも父が健在であったためである。

戦後Sは農業のかたわら多方面で活躍をする。すなわち、昭和25年には父か

## 大和高原における村落生活

ら家長権を受け継ぎ、村内のリーダー層の一員として農林業関係の各種の委員を務める。また、昭和28年の区長時には食糧安定問題にとりくみ、昭和31年の2期目の区長時には農道の開発整備、公民館の建設、五月林道第1期工事が大きな問題であったという。等級表では、昭和25年、34枚(34-0枚、等級廃止)、昭和30年、34枚(34-0枚)で、大正14年以来トップを占めてきたH・H家に代って最高の枚数となり、村内の政治的・経済的指導層となる。なお、昭和23年に2女誕生、31年に母が死亡し、昭和35年の家族構成は父、本人、妻、長男、長女、2女の6人である。

昭和35年当時の経営耕地面積は、水田6.6反、畑4.9反、茶園0.3反で広瀬ではとくに大きい方ではない。しかし堅実な農業経営(第1種兼、夏場に養漁場経営)は昭和40、45年と持続され、茶園をわずかに拡大し、シイタケ栽培も始めている。昭和42年に長男が山添村大字松尾より妻を迎え、同じ頃長女は名張市に、2女は山添村大字鶴山に婚出し、農業は長男夫婦を含め4人で行なう。昭和48年には山添村の村会議員となり、広瀬内のみならず山添村の行政にもたずさわる。これを契機に農業経営は事実上長男に任せることになる(等級表では昭和52年頃から長男に世帯主が移行)。減反政策の影響で昭和50年の水田経営面積は45年の約半分となり、その分を茶・シイタケ栽培などに力を入れ、農産物の販売額は工芸作物7割、稲3割となる。養鶏を始めたり、敷島電機に勤務する農家が多いなかで、S家ではそのいずれも行っていない。昭和54年4月長男が県会議員となったため、農業と夏場の養漁場の経営はS夫婦、長男の嫁の3人である。

### (ii) K・D家

K・Dは明治37年、父(明治7年生)と母(明治11年生)の長子、K家の3代目として生まれた。本家K・E家より祖父が分家——広瀬で最も新しい2つの分家のうちの1つ——したもので、分家に際して財産の分与はなく、屋敷も西方寺の土地を借り、借地料として豆一斗を払っていたといわれている。祖母は山添村大字中峯山の生れであるが、母は広瀬のU・A家の出である。幼い頃



K・Dは5才下の弟と一緒に一時親戚に預けられてその間両親は他所によく働きに出たりした記憶があるという。しかし、その間広瀬尋常小学校、春日高等小学校を卒業した。

明治42年屋敷を現在地にかえた。大正8年、K・Dは広瀬の(K・H)家(他出)から妻(明治36年生)を迎える。しかし弟が東京に他出したので家族は父母、K・D夫婦の4人であった。大正11年長男が、次いで次男が生まれ、昭和5年に父から家長を継ぐ。昭和16年父が死亡、長男は戦争にとられ、家族労働力が減り生活は苦しく、K・Dは農業のかたわら、木挽として他所に働きに出ることが多くなった。大正14年から終戦までの等級札は、大正14年4枚、昭和5年2.5枚、昭和15年3枚、昭和20年2枚と少なく、等級表でみるかぎりの階層構成では下層である。

戦後、昭和22年母死亡、次男は名張市に転出。長男が本家K・E家から嫁をもらい、孫2人が相次いで生まれ(昭和23年、26年)、家族構成は6人であった。農地改革によって、H・H家より水田約1反、西方寺の畑0.2反を得、等級表によると、25年6枚、30年7枚となり、以前と比べると生活はやや上向いている。家長権が昭和30年には長男に移行している。

昭和35年の経営耕地面積は水田6.8反、畑2.4反で広瀬の平均(水田5.1反、畑2.7反)を上まわっており、決して少ないとはいえない。水稻中心の経営は昭和40年になっても大きく変化していないが、45年になると水田が5.4反に減少、代って養鶏をとりいれ、農産物販売額も養鶏が5割を占めるに至っている。昭和50年の経営面積は水田1.8反、畑1.0反、茶1.8反で、水稻は自家消費程度に後退し、長男(現世帯主)も造園関係の日雇として名張市に出かけることが多い。昭和45年には1兼農家であったが、50年には2兼農家となり、農業経営は養鶏中心になってきている。今日では農繁期には長男とその嫁が農業をするが、普段は、長男は日雇、約1000羽の養鶏はK・Dの妻と長男の嫁の仕事になっている。養鶏への経営転換と日雇による現金収入も増えるにつれて、等級札は昭和35年10枚、40年10枚、45年14枚、50年16枚と着実に増えた。昭和39年、42年に

### 大和高原における村落生活

区長をつとめ、今日では中の階層に属している。なお、孫2人のうち1人は奈良県立医大の技師として橿原市に居住、もう1人は他出し西名阪道路沿いの印刷所勤務をしており、両方とも非農業的職業に就いている。

#### (iii) H・H家

もとは造り酒屋であり、また小地主として広瀬内に若干の小作もかかえ、戦前には広瀬で最も裕富な家であり、政治的指導層でもあった。大正14年以来昭和20年までの等級表をみると、大正14年36枚、昭和5年36枚、昭和10年38枚、昭和15年40枚、昭和20年40枚と等級札は常にトップで、唯一人特等級であった。先々代の当主は明治29年区長を、明治末から大正初期にかけて旧波多野村議を3期つとめ、又先代は昭和5年から14年にかけて5期区長をしている。区民の話によると、戦後H・H家が解放した耕地は1町5～6反で、この農地改革が当家に打撃を与えたことは事実であるが、それによって当家の経済生活が180度転換するほどのことではなかったようである。しかし、等級割札は昭和25年以降40年まで漸減し、昭和25年31枚、昭和30年28枚、昭和35年27枚、昭和40年25枚となっている。昭和35年の経営耕地面積は水田7.6反、畑4.9反と広瀬の平均を上まわり、昭和40年のセンサスでは水田7.3反、畑5.3反に加えて、山林の少ない広瀬にあって最高の20.6反の山林所有が記されている。

昭和35年の家族構成は、先代夫婦、現世帯主H・H夫婦（H・Hの夫は先代より昭和25年に家長権を受け継ぐ）、その長男（昭和15年生）の5人であった。しかしその後H・Hの夫が死亡し、昭和40年には長男があとを継いだ。H・H家では水稻だけでなく、養鶏も早くからとりいれ、又シイタケ栽培にも励み、農業の複合経営を試みてきた。しかし、昭和45年には先代夫婦が死亡、長男も他出し、現在はH・Hの単身世帯となり、昭和45年以降等級割札は零となっている。農業には従事せず、農地は荒れたままで、H・Hは敷島電機の内職をしている。労働力の急減による等級低下の典型例である。

#### (iv) Y・A家

等級割札の枚数からみて、下層の家の他出が目立つなかで、Y・A家の場合

は大正14年以来今日まで最下層(大正14年2枚, 昭和5年2枚, 昭和10年2.5枚, 昭和15年2.5枚, 昭和20年0, 昭和25年2枚, 昭和30年2枚, 昭和35年0, 昭和40年0, 昭和45年0, 昭和50年1枚)でありながら, よく家を維持している。

父は明治26年長男として生まれ, 成人し広瀬の(N・F)家から母を迎えた。当時から田畑は少なく, 水稻のほか養蚕, 甘藷にも力を入れたが, 家計は竹細工にたよることが多かった。大正期に入り両親に2子(長女, 次女。長女が現世帯主の妻である。)生まれたが, 昭和に入って父は半身不随の病にたおれ, 母が農業を細々と行なってきた。しかしその母は昭和20年に死亡, 父の長女があととりとなって山添村大字葛尾から聳Y・Aを迎え農業を続ける。昭和25年にはY・Aが世帯主となっている。世帯主つまりY・Aの妻の妹は広瀬のK・H家に嫁し, 昭和35年の家族構成は病気の父, Y夫婦, その長女の4人であり, 昭和40年には父が死亡したが2女が生まれ4人家族であった。なお2女は生来病弱で現在も入院加療中(上野市)である。

昭和35年の経営面積は水田2.4反, 畑2.7反, 昭和40年のそれは, 水田0.9反, 畑1.7反, 昭和45年では水田2.6反, 畑1.7反で広瀬の農家で最少の部類に入る。昭和45年には長女は中学を出て大和郡山市の会社づとめをし, 2女は入院中で2人世帯である。昭和50年には水田経営はさらに縮小され, 妻がこれをおこない農産物はすべて自家用に供し, Y・Tは専ら日雇いに出ている。この年長女が九州出身の男性と結婚帰村し, やや明るくなりつつある。現在長女の聳は会社づとめであるが農業もつづけていくという。

## [VI] むすびにかえて

広瀬住民のほとんどは——最近他出した5戸も——明治以前から続いている家である。現住34戸は今後も事情が許すかぎり広瀬に居住し続けることを望んでいる。

昭和4年のつり橋の架橋, 昭和28年から10期(10年)にわたる五月林道の建設にみられるように, 昭和40年頃まで広瀬住民は一丸となって生活環境ひいて

## 大和高原における村落生活

は生産環境の整備に多くの努力をかさねてきた。共同活動をとおしてなされた地区内および周辺環境の整備は、地区全体の農業生産、経済力の上昇につながり、それはひいては各家の農業生産の上昇、農家生活の向上につながるものであった。立地条件の劣悪さも加わって、各戸の生産と生活は広瀬という共同体を欠いては不可能であると一般に認識されていた。したがって、農業集落としての一体性は保持され、地区内の秩序は固く、土木事業を中心に共同活動が維持されてきた。それを背後から支えていたのは、生活上の組織である与力制度・隣家制度であり、大字勤儉規約であったことはいうまでもなからう。

しかし、昭和30年以降、しいたけ、養鶏などが導入され、また農道・生活道の整備に伴って自動車が普及し、兼業農家が徐々に増えはじめた。それに伴って耕地の荒廃化、流出戸数が顕著になり、地区としての一体性が生産活動に関するかぎりゆるみはじめた。しいたけ栽培者、茶栽培者、養鶏農家などが個別に会合をもち、生産関係の役割が徐々に区から分離してくる。他方、昭和48年の敷島電機の広瀬への進出は農業への志向を一層弱める結果となった。この敷島電機の進出は同時に女性を職場（パート、内職をも含む）に駆り立てることになり、これは保育所の必要性をうみ出した。これらは広瀬住民が多様化した方向に向いはじめていることを意味する。

それと同時に、たとえば保育所などの問題は広瀬一地区で解決できるものではなく、より広域的な解決を要するものであり、このような問題を契機に、広瀬はこれまでの局地的・封鎖的な生活圏としての性格からより広域の都市的社会経済活動の領域に包含されはじめるのである。これは、かつてのような一体感・統合度を弱めることにつながるが、そのような状況のなかで、最近の与力制度・隣家制度のくみかえは地区結合のゆるみを強化・再編するものといえよう。

広瀬住民におこなった簡単なアンケート調査によれば、多くの人は「地区の住民は皆仲間」という意識を強くもち、「広瀬に外から帰ってくるとホット」感ずるのである。さらに広瀬住民は「みんな互いに何かと世話をしあっており」、

地区の行事・会合には積極的に参加するという。現実の行動そのものはかなり多様化してきているとはいえ、意識の上ではまとまっていると広瀬住民は判断しているようである。

過度的状況にあると思われる広瀬の今後の行方を追跡していきたい。

註)

- 1) ① 山本剛郎・三上勝也 山村における変貌と与力慣行, 天理大学学報, 100輯, 昭和50年
- ② 三上勝也・山本剛郎 山村における与力慣行, 天理大学学報, 100輯, 昭和50年
- ③ 三上勝也・山本剛郎 山村における通婚・養取・「与力」関係について, 天理大学学報105輯, 昭和51年
- ④ 山本剛郎・三上勝也 奈良県の地域構造, 天理大学学報107輯, 昭和52年
- ⑤ 三上勝也・山本剛郎 山村の同族と「与力」関係, ソシオロジ22巻2号, 3号, 昭和52, 53年
- ⑥ 山本剛郎・三上勝也 大和高原山村の「与力」制度, 関西学院大学社会学部紀要37号, 昭和53年
- ⑦ 三上勝也 山村の葬儀と呼衆, 天理大学学報118輯, 昭和54年
- 2) 波多野村史編纂委員会編 波多野村史, 511頁, 昭和37年
- 3) 区所有の書類より作製
- 4) 広瀬地区所有 大字広瀬勤儉組合規約による
- 5) 広瀬区所有 大字広瀬勤儉組合規約による
- 6) 広瀬区所有 大字広瀬勤儉組合規約による
- 7) 広瀬区所有 大字広瀬勤儉組合規約による
- 8) 注1参照
- 9) 区所有の書類より作製
- 10) 波多野村史編纂委員会編 波多野村史 353-354頁 昭和37年
- 11) 波多野村史編纂委員会編 波多野村史 154頁, 464-465頁, 昭和37年
- 12) 波多野村史および区所有の書類より作製
- 13) 役員経験者の分布の時期と階層区分の時期にズレがある。すなわち, 前者のII期, III期, IV期が後者のI期, II期, III期にそれぞれ対応している。